

補助金申請の手引き（省エネ設備・改修編）



※創エネ・蓄エネについては、「**創エネ・蓄エネ編**」をご覧ください。

補助金の交付を受けたい方は、改修工事を行う業者との契約及び工事等を行う前に、専門家による省エネ最適化診断を受診し、診断報告書を取得した上で、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、環境推進課（市役所4階）へ提出してください。
【郵送不可】

●受付開始日 令和7年4月1日(火)

（**工事着工より14日前まで**を目安に余裕をもって申請してください。
また、**令和8年2月末まで**を目安に実績報告書が提出できるようにしてください。）

●受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00

（土・日・祝日・年末年始を除く）

予算額に達したところで、
受付を終了します。

補助対象となる方・建築物の条件

- ・市内に事業所を有し、又は有することが確実と認められる法人等(法人その他の団体及び事業を行う個人)で、市税に滞納がないこと。
- ・補助金の交付は、**補助対象システムの種類ごとに1法人等につき1回限り**とする。
- ・建築物及びその敷地等に建築基準法、都市計画法等の関係法令等に違反がないこと。

補助対象・要件・補助金の額

種類	要件		補助率・上限金額
省エネルギーシステム ※1	専門家による省エネ最適化診断に基づいて取り組む、補助対象経費が60万円以上のもの	不動産、車両及び事務用機器を除く設備の更新、改修等 ※2	補助対象経費の1/6 (上限100万円)

※1 **他の施設への電気、熱その他のエネルギーを供給、又は売却するもの（電力会社への売電等）を除きます。**

※2 消耗品の利用により直接エネルギー効果が見込まれる場合は、当該消耗品も含まれます。

（注意）

この補助金と併せて他の補助金等の交付を受ける場合、この補助金と他の補助金等の合計額が補助対象経費の3分の2を超えることはできません。

照明のLED化や空調設備の入替等の
既存の設備の入替に対応しています。

本庄市事業所用エネルギーシステム導入事業補助金 (省エネ設備・改修編) 手続きの流れ



補助対象工事等の契約前にお手続きいただく必要がございますので、何かご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談ください。

1 省エネ最適化診断申込み ~ 受診 ~ 診断報告書到着

(注意) 一般財団法人省エネルギーセンター等へ、省エネ最適化診断を直接お申込みください。
※診断申込から報告書到着までは2ヶ月以上かかる場合があります。

2 見積書を取得、検討。

(注意) 見積書を取得するときには、消費税別の見積書を取得し、金額の内訳(設置する設備の型番や個数、経費等)が詳細に分かるようにしてください。

3 補助金申請書を提出します。【郵送不可】

(必要な書類)

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ① 補助金等交付申請書 | ⑦ 案内図(設置場所の地図) |
| ② 事業計画書 | ⑧ 見積書の写し(設置工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの) |
| ③ 収支予算書 | ⑨ 補助対象システムの内容が確認できる仕様書、パンフレット、図面等 |
| ④ 前年度決算書(法人等のみ) | ⑩ 債権者登録申出書 |
| ⑤ 省エネ最適化診断報告書の写し | |
| ⑥ 設置する場所の図面(設備の設置・改修を予定している場所を明記) | |

工事着工より14日前までを目安に余裕をもって申請してください。
また、令和8年2月末までを目安に実績報告書を提出できるよう、スケジュールにご注意ください。

4 市役所からの交付決定通知書の送付 ~ 契約 ~ 着工 ~ 工事完了

(注意) 市の交付決定通知書がお手元に届いてから契約してください。
着工前に、補助対象システムの設置予定箇所の写真を撮影しておいてください。

5 実績報告書を提出します。【郵送不可】

(必要な書類)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 補助事業等実績報告書 | ⑦ 設置工事費に係る請求書 |
| ② 事業報告書 | ⑧ 設置工事費に係る領収書 |
| ③ 収支決算書 | ⑨ 設置工事に係る保証書 |
| ④ 経費精算額内訳書 | ⑩ 工事写真 |
| ⑤ 契約書(発注書・注文書等) | (工事前・工事中・工事後のカラー写真) |
| ⑥ 設置工事費に係る納品書 | |

工事代金支払い日から起算して30日以内、又は令和8年2月末までのいずれか早い日を目安に、実績報告書を提出してください。

6 市の職員による完了検査 ~ 市役所からの確定通知書の送付

完了検査の日程については、ご相談させていただきます。

7 補助金の請求をします【郵送可】

(必要な書類)

- ① 補助金交付請求書 ② 市の確定通知書の写し

⑦までの手続きを、令和8年3月末までを目安に完了していただきますよう、お願いいたします。

8 1年後に導入効果報告書を提出します。【郵送可】

(必要な書類) ① 導入効果報告書

お問い合わせ先

環境推進課ゼロカーボン推進係(市役所4階)

住所: 本庄市本庄3-5-3 電話番号: 0495-25-1249